

当社は返戻金制度（紹介した求職者が、就業後短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）を設けており、職業紹介基本契約書第6条に以下のように定めています。

（紹介手数料の返還）

乙の紹介により甲が採用した人材（以下「対象者」という）が甲に出社する前または出社した後、対象者本人の都合により出社後6ヶ月以内で退職した場合、乙は対象者に対して受領した紹介手数料のうち、次の金額を甲に返還するものとする。但し、就業期間の長短等により個別に定める場合はこの限りではない。なお、甲の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事態による退職の場合は本条は適用されない。

- 1)1ヶ月以内100%を返金する
- 2)2ヶ月以内80%を返金する
- 3)3ヶ月以内50%を返金する
- 4)4ヶ月以内40%を返金する
- 5)5ヶ月以内30%を返金する
- 6)6ヶ月以内20%を返金する

株式会社 Jサポート